

# ありがとうふるさと納税

「ふるさと納税」は、生まれ故郷や、自分が応援したいと思う市町村に寄付を行い、一定の条件で税金の控除が受けられる制度です。町では、「ふるさと納税」として寄付をしてくださった方に、特産品のPRと物産振興を兼ねて、ワインや乳製品などで感謝の気持ちを送っています。

れんやのGJ様や  
あこちゃんから



金を活用していくとともに、引き続き町の知名度の向上や特産品のPRを含めて「ふるさと納税」を推進していきます。

## インターネット受付開始 全国から8百万円の寄付

今年度はインターネットによる受付を始め、利便性の向上を図ったほか、新聞や全国放送のテレビ番組などで町が取り上げられたこともあり、11月末までに全国から800万円を超える寄付をいただきました。

## 寄付者からの 温かいメッセージ

- ▽去年旅行で立ち寄りしました。大変すてきな場所でした。  
|| 福岡県・女性 ||
- ▽葛巻の牛乳は本当においしいですね。  
|| 東京都・男性 ||
- ▽新エネルギーや森林保全の取り組みを支援したいと思えます。  
|| 東京都・男性 ||
- ▽安全でおいしいものをいつもでも作り続けてほしいです。  
|| 盛岡市・女性 ||
- ▽いつか訪れたいと思っています。  
|| 大阪府・女性 ||

## Uターン相談 家庭訪問もいたします

町では、Uターンを考えている人や、そのご家族の相談に応じています。町内のご家族からの相談は、担当者が家庭訪問してお話を伺います。「仕事がない」「住まいがない」と諦めずに、ぜひご相談ください。

- ▽夫婦共に葛巻出身です。生まれ育った故郷のために少しでも役に立てれば幸いです。  
|| 千葉県・男性 ||
- ▽「奇跡体験！アンビリバボー」を見て、協力したいと思いました。  
|| 宮城県・女性 ||
- ▽葛巻はいろいろなことに挑戦している町。注目します！  
|| 滝沢市・女性 ||



感謝の気持ちを込めて、丁寧に返礼品の梱包・発送作業に当たるくずまきワインの職員ら。急増した返礼品の発送作業に、うれしい悲鳴が上がっています

## いただいた寄付金は 町の重要施策へ反映

いただいた寄付は「森林保全に関する事業」や「新エネルギー導入に関する事業」に活用するほか、将来の町の重要施策の財源として基金に積み立てます。町では今後、寄付者の気持ちに応えられるよう、大切に寄付

## ■申告が必要な方

平成29年1月1日現在、町内に住所があり、平成28年中にパート収入などを含む給与や営業、農業、不動産、譲渡、配当などの所得がある方です。所得がない方も「国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入している方」「所得証明書が必要な方」などは住民税の申告が必要です。

## ■申告に必要なもの

=今年から「マイナンバー」が必要です=

- ▷マイナンバーカード、もしくはマイナンバーが記載されている書類と身分証明書の写し  
※申告会場でコピーする場合、代金として1枚当たり10円いただきます。
  - ▷印鑑（認印可）※所得税の納付がある方で口座振替を希望する場合は通帳の届出印が必要です。
  - ▷申告者名義の預金通帳、または口座番号が分かる書類
  - ▷収入、事業経費、所得控除が分かる書類
- 【注意事項】  
▷医療費は合計額を算出した上で、事業の収支は帳簿書類などを整理した上でお越しくください。

## ■事前相談会を開催します

領収書のまとめ方や記帳の仕方が分からない方は、事前に住民会計課へお申し込みの上、事前相談会場にお越しくください。  
▷期日 2月2日(木)、3日(金)  
▷時間 10時30分～15時  
▷会場 役場1階（第一会議室）

## ■消費税申告相談会を開催します

消費税の申告書は、国税庁のホームページにある「確定申告書作成コーナー」により作成することができます（http://www.nta.go.jp）。入力方法が分からない方、相談を希望する方は、事前に住民会計課へお申し込みの上、消費税申告相談会場にお越しくください。  
▷期日 3月17日(金)、21日(火)  
▷時間 10時30分～15時  
▷会場 総合センター2階（産業経営相談室）

2月8日(水)～3月15日(水)

# 納税相談

2月8日から3月15日まで納税相談を行います。休日相談日（2月26日、3月5日）や時間延長日を設けていますので、地区指定日に来られない方は、この機会をご利用ください。また、医療費控除や事業の収支などはあらかじめ計算してからお越しくください。

詳しくは、後日全戸配布する「平成29年納税相談のご案内」をご覧ください。☎住民会計課 ☎66-2111 内線134

## ■納税相談日程表

【会場】総合センター2階（産業経営相談室）

期日	時間	対象地区など
8日(水)	8:45～16:00	年金所得、給与所得のみの方
9日(木)	8:45～16:00	田子
10日(金)	8:45～16:00	浦子内
13日(日)	8:45～16:00	小田・江刈川
14日(月)	8:45～16:00	四日市
15日(火)	8:45～16:00	大沢・橋場・野中
16日(水)	8:45～18:00	全地区 ※時間延長
17日(木)	8:45～16:00	平船・星野・馬場
20日(日)	8:45～16:00	小屋瀬・上外川
21日(月)	8:45～16:00	田野
22日(火)	8:45～16:00	中村・寺田
23日(水)	8:45～16:00	全地区
24日(木)	8:45～16:00	田代・垂柳
26日(土)	9:00～16:00	全地区 ※休日相談
27日(日)	8:45～16:00	五日市・栗山
28日(月)	8:45～16:00	山岸・遠矢場
1日(火)	8:45～16:00	城内小路・下町
2日(水)	8:45～16:00	全地区
3日(木)	8:45～16:00	茶屋場
5日(土)	9:00～16:00	全地区 ※休日相談
6日(日)	8:45～16:00	冬部・市部内
7日(月)	8:45～16:00	泉田・小苗代
8日(火)	8:45～16:00	名前端・毛頭沢
9日(水)	8:45～18:00	全地区 ※時間延長
10日(木)	8:45～16:00	吉ヶ沢・土谷川・元木
13日(日)	8:45～16:00	新町
14日(月)	8:45～16:00	全地区
15日(火)	8:45～16:00	全地区
17日(木)	10:30～15:00	消費税申告相談 ※要予約
21日(月)	10:30～15:00	消費税申告相談 ※要予約

## 盛岡税務署からのお知らせ ☎019-622-6141

- ▷確定申告書の作成は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください（http://www.nta.go.jp）。
- ▷申告書作成会場での相談をご希望の方へ  
【期間】2月16日(木)～3月15日(水) 9時～16時  
※土日は、2月19日(日)と2月26日(日)のみ開設  
【会場】盛岡駅西口「アイーナ」  
▷申告書や申請書などにはマイナンバーの記載が必要です。